

個人所得に係る 主な税制改正の概要 平成22年度(21年分)以降の適用分

1 市・県民税における住宅ローン特別控除制度の創設

① 「税源移譲に伴う市・県民税住宅ローン特別控除制度」

「平成11年から平成18年までの入居者」に、適用されています。

これは、税源移譲により、所得税が減額となり実際に控除できる住宅ローン特別控除(住宅借入金等特別税額控除)が減少してしまう場合があり、この場合、住宅ローン特別控除を適用している人の負担が変わらないよう、平成21年度までは、対象者から市への期限内申告を要件として、翌年度の市・県民税から控除することとされていました。

平成20年度から平成28年度までの各年度分の市・県民税に適用されます。

② 「新たな市・県民税住宅ローン特別控除制度」

「平成21年から平成25年までの入居者」に、適用されます。

これは、住宅投資を促進することにより地域経済の活性化を図るため、所得税における住宅ローン減税について、最大控除可能額を過去最高水準にまで引き上げるとともに、納税者の実効的な負担軽減を図るとの観点から、所得税から控除しきれない額を、市・県民税からも控除ができるよう、新しい住宅ローン特別控除の制度が新設されたものです。

この②「新たな市・県民税住宅ローン特別控除制度」は、①「税源移譲に伴う市・県民税住宅ローン特別控除制度」と基本的に同一内容であることから、両制度を一本化し、次のように算出することとされました。

市・県民税の所得割の納税義務者が、前年分の所得税につき住宅ローン特別控除の適用を受けた場合(居住年が、「平成11年から平成18年まで」又は「平成21年から平成25年まで」の各年である場合に限る。)、次のいずれか小さい額を、その人の翌年度分の市・県民税の所得割額から控除します。

○所得税の住宅ローン特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額

○所得税の課税総所得金額等の合計額に100分の5を乗じて得た額

(最大97,500円)

※所得税の課税総所得金額等とは、所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額です。

この控除は、次の場合に限り適用されます。

○前年分の所得税の確定申告書に住宅ローン特別控除に関する事項の記載がある場合

○前年中に給与所得以外の所得を有しなかった人が、前年分の所得税の年末調整で、住宅ローン特別控除の適用を受けている場合

※いずれも所定の項目 **(居住開始年月日、住宅借入金等特別控除可能額)** の記載が必要です。

平成22年度から令和5年度までの各年度分の市・県民税に適用されます。

また、給与支払報告書等の改正により、いずれの控除(①、②共)の適用を受ける場合も、

市に対する申告は不要となります。

2 土地等の長期譲渡所得に係る特別控除制度の創設

個人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得（特別の関係がある者からの取得等、一定の場合は除く。）した国内にある土地等で、その年1月1日において所有期間が5年を超える土地を譲渡した場合、当該土地等に係る長期譲渡所得の金額から1,000万円を限度とした控除が適用されます。

3 上場株式等に係る配当所得の申告分離課税選択制度の創設

所得割の納税義務者が、平成21年1月1日以後に支払いを受ける上場株式等の配当(大口株主等が支払いを受けるものを除く。)について、3%（所得税7%）の税率による申告分離課税を選択できる制度が創設されました。

申告する上場株式等の配当等については、その全額について、総合課税を選択するか、または、申告分離課税を選択するかのいずれかとされています。

なお、総合課税を選択した場合には配当控除の適用がありますが、申告分離課税を選択した場合には、配当控除の適用はありません。

併せて、平成22年度以後の各年度分の市・県民税について、前年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるとき、又は、前年以前3年以内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額(前年以前に既に控除した額を除く。)があるときは、これらの譲渡損失の金額は、申告書を提出した場合に限り(源泉徴収選択口座を活用して損益通算を行う方式については、平成22年1月1日から適用)、申告分離課税を選択して申告された上場株式等に係る配当の金額から控除されます。

上場株式等の配当等 に関する課税関係	確定申告をする		確定申告をしない (確定申告不要制度を適用)
	総合課税を選択	申告分離課税を選択	
税 率	累進税率	所得税7%(15%) 住民税3%(5%)※1	所得税7%(15%) 住民税3%(5%)※1
配当控除	○	×	×
上場株式等の譲渡損失 との損益通算	×	○	×
扶養控除等の判定	合計所得金額に含む	合計所得金額(※2)に含む	合計所得金額に含まない

※1 ()内は、平成24年1月1日以降の税率

※2 上場株式等に係る譲渡損失と申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得との損益通算の特例の適用を受けている場合にはその適用後の金額で、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用を受けている場合にはその適用前の金額です。

4 申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得に対する税率の特例の見直し

申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得に係る軽減税率3%(所得税7%)の特例が、平成23年12月31日まで延長されます。

なお、本来の税率は、5%(所得税15%)です。

また、特定配当等に係る配当割の税率(源泉徴収税率)を、3%(所得税7%)の軽減税率とする特例につきましても、平成23年12月31日まで延長されます。

5 上場株式等の譲渡所得等に対する税率の特例の見直し

上場株式等の譲渡所得等に係る軽減税率3%(所得税7%)の特例が、平成23年12月31日まで延長されます。

なお、本来の税率は、5%(所得税15%)です。

また、選択口座において行われる譲渡等に係る選択口座内調整所得金額に対して課される株式等譲渡所得割の税率(源泉徴収税率)を3%(所得税7%)の軽減税率とする特例につきましても、平成23年12月31日まで延長されます。